

入院費が高額となったときのために ～「限度額適用認定証」のご案内～

○限度額適用認定証とは

事前に保険者に申請しておくことで、ひと月（月の初めから終わりまで）に窓口で支払う金額が自己負担限度額までの支払いとなる制度です。

月をさかのぼって申請することはできませんので、お早めにお手続きください。
(一度全額お支払いいただいた後に還付申請することも可能ですが、あらかじめ限度額適用認定申請しておくことで、窓口での支払い金額を抑えることができます。)

※食事代、保険外料金（病衣、個室料金、診断書など）は限度額には含まれないため、別途費用をご負担いただきます。

○認定証の申請窓口

保険証の種類	申請窓口
国民健康保険、 後期高齢者保険（住民税非課税）の方	→ 市町村役場
全国健康保険協会（協会けんぽ）の方	→ 全国健康保険協会（協会けんぽ）
上記以外の方	→ 勤務先の保険証担当部署

- 当院では「オンライン資格確認」に対応しております。マイナンバーカード又は資格確認書をご提示の際にご同意をいただければ、窓口で患者さんの限度額を確認することができ、限度額適用認定証の申請が不要になる場合があります。
- 診療月の翌月5日までに患者さんの限度額が確認できない場合、入院費の自己負担額全額をお支払いいただく場合があります。

ご不明な点は「1階中央受付3番入退院窓口」へご相談ください。

「限度額適用認定証」を事前に1階「中央受付3番 入退院窓口」へご提出いただかず、オンライン資格確認により限度額が確認できた場合は、ひと月（月の初めから終わりまで）の窓口支払額が下記の限度額までとなります。

○69歳以下の方

適用区分	限度額		食事代 (1食あたり)
	3回目まで ※1	4回目以降 ※1	
区分ア	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円	510円
区分イ	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円	
区分ウ	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円	
区分工	57,600円	44,400円	
区分才	35,400円	24,600円	
			240円
			190円 ※2

○70歳以上の方

適用区分	限度額		食事代 (1食あたり)
	3回目まで ※1	4回目以降 ※1	
現役並み 所得者	区分III 252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円	510円
	区分II 167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円	
	区分 I 80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円	
一般	区分II (2割負担) 57,600円	44,400円	510円
	区分 I (1割負担) 57,600円	44,400円	
住民税 非課税世帯	区分II 24,600円		240円
	区分 I 15,000円		190円 ※2
			110円

※1 過去12か月以内での限度額該当回数

※2 過去12か月以内に90日を超えて入院しており、長期認定を受けた場合

限度額計算例 50歳で月収35万円の方が、医療費60万円となった場合

80,100円+ (600,000円-267,000円)×1% = 83,430円+食事代+保険外料金